



平成30年7月9日から開始されたベンチャー企業対応面接活用早期審査およびベンチャー企業対応スーパー早期審査について教えてください。



(東京都 S. N)



1. はじめに

産業構造や社会の変革が急速に進むなか、新たな技術開発を行い、市場を開拓する段階にあるベンチャー企業は、イノベーションにより産業の新陳代謝を促し、大企業・中堅企業との連携によるオープンイノベーションをけん引する役割を担う者として期待されています。

そこで、かかるベンチャー企業による特許権の早期取得をサポートすべく、ベンチャー企業対応面接活用早期審査（以下、面接活用早期審査）およびベンチャー企業対応スーパー早期審査（以下、ベンチャースーパー早期審査）が平成30年7月9日から開始されました。

2. 面接活用早期審査およびベンチャースーパー早期審査

面接活用早期審査では、1次審査結果通知前に審査官と面接するため、戦略的な特許権の取得につながる事が期待されます。また、早期審査のスピード（1次審査：約2.3カ月、最終処分：約5.3カ月）で審査がなされます。

ベンチャースーパー早期審査では、スーパー早期審査のスピード（1次審

査：約0.7カ月、最終処分：約2.5カ月）で審査がなされます。

3. 申請が可能な出願

以下の(1)～(4)の要件を全て備えた特許出願は面接活用早期審査の申請を行うことができ、(1)～(5)を全て備えたものはベンチャースーパー早期審査の申請を行うことができます。

(1) 出願審査の請求がなされていること

(2) ベンチャー企業による出願であること（出願人の全部または一部が次のa～cのいずれかに該当すること）

a. その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主

b. 常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては5人）以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、大企業に支配されていない法人

c. 資本金の額または出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、大企業に支配されていない法人

(3) 実施関連出願（出願人自身または出願人からその出願に係る発明につ

いて実施許諾を受けた者が、その発明を実施している（2年以内に実施予定の場合なども含む）特許出願）であること

(4) 特許法42条1項の規定により取り下げとならないものであること

(5) 審査着手前の出願で、かつ、申請前4週間以降になされた全ての手続きをオンライン手続きとする出願であること

4. 申請方法

事情説明書を特許庁長官に提出します。事情説明書には、ベンチャー企業による出願かつ実施関連出願であることを具体的に記載し、さらにこれら早期審査のいずれを希望するか（併用はできません）を記載します。

なお、特許庁への申請費用はかかりません。

5. おわりに

早期に戦略的な特許権を取得すべく面接活用早期審査や、より一層早期に特許権を取得すべくベンチャースーパー早期審査の活用を検討してはいかがでしょうか。